

諫早市水道事業アセットマネジメント等策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

安全で強靱な水道事業を持続的に執り行うためには、中長期的な見通しに基づく財政計画の策定等が必要であり、技術的な知見に基づいた施設整備・更新需要の見通しの検討、着実な更新投資を行う必要がある。

本業務では、市で作成している「アセットマネジメント計画」を実効性のある計画とするため、計画の見直し（資産再整理・更新需要の再設定、財政収支の見通し、アセットマネジメントとりまとめ）を行い、見直したアセットマネジメント計画に基づく「経営戦略」の更新を行うものである。

併せて、アセットマネジメント計画や経営戦略において計画した水道施設の維持修繕や更新を実施するのに必要となる財源を確保するため、水道料金体系の見直し等を含めた、水道料金改定計画の策定を行うもの。

2 業務概要

(1) 業務名

諫早市水道事業アセットマネジメント等策定業務

(2) 業務場所

諫早市東小路町7番1号 外

(3) 委託業務内容

別紙「諫早市水道事業アセットマネジメント等策定業務公募型プロポーザル仕様書」（以下「本仕様書」という。）のとおり

(4) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 提案上限額

33,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

業務委託に係る提案上限額は上記のとおりである。なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（提案上限額）を超過した場合は失格とする。

また、この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における限度額は次のとおりとする。

- ・令和5年度 9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・令和6年度 23,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）【債務負担行為】

(6) 契約期間

契約の日から令和7年3月28日まで

(7) 事務局（書類提出先、問い合わせ先等）

- ア 担当部署 諫早市上下水道局経営管理課
担当：古畑、鳥巢
- イ 所在地 〒854-8601
長崎県諫早市東小路町7番1号
- ウ 電話番号 0957-22-1500（内線2112）
- エ FAX番号 0957-24-6810
- オ 電子メール keiei_kanri@city.isahaya.nagasaki.jp

3 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年度の諫早市一般競争入札（指名競争）入札参加資格者名簿に業務委託の業種「建設コンサルタント」で登録されていること。
- (2) 直近10ヶ年（平成25年度以降）において、次にあげる同種業務①及び同種業務②、並びに同種業務③の完了実績を有すること。
 - ・同種業務①： 水道事業アセットマネジメント策定業務
 - ・同種業務②： 水道事業経営戦略策定業務
 - ・同種業務③： 水道料金改定支援業務
- (3) 主任技術者や担当技術者、照査技術者はそれぞれ次にあげる保有資格①、保有資格②、保有資格③のうち、いずれかの資格を保有していること。
 - ・保有資格①： 技術士（総合技術監理部門）
 - ・保有資格②： 技術士（上下水道部門）
 - ・保有資格③： RCCM（上下水道及び工業用水道）
- (4) 主任技術者は、過去10ヶ年（平成25年度以降）に（2）の同種業務①及び同種業務②の完了実績を有すること。ただし、主任技術者又は担当技術者として従事した業務に限る。
- (5) 各配置予定技術者は、常勤の自社社員（技術提案書提出時において6ヶ月以上の雇用関係がある者）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基

づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社再生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）でないこと。

- (7) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。

4 スケジュール

① 公告	令和5年4月 3日
② 質問受付締切	令和5年4月10日
③ 質問回答日	令和5年4月17日
④ 参加意思表明書提出期限	令和5年4月24日
⑤ 参加資格審査結果通知	令和5年5月 1日
⑥ 技術提案書・見積書等の提出期限	令和5年5月17日
⑦ 審査会の実施（プレゼンテーション等）	令和5年5月22日（予定）
⑧ 審査結果の通知	令和5年5月25日（予定）
⑨ 契約の締結	令和5年6月上旬

5 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は以下の方法により参加意思表明書を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加意思表明書の提出（様式第1号）
- イ 企業における業務実績調書（同種業務①）（様式第2号）
- ウ 企業における業務実績調書（同種業務②）（様式第3号）
- エ 企業における業務実績調書（同種業務③）（様式第4号）
- オ 本業務の推進体制（様式第5号）
- カ 主任技術者の業務実績調書（同種業務①）（様式第6号）
- キ 主任技術者の業務実績調書（同種業務②）（様式第7号）
- ク 会社概要書（様式第8号）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和5年4月24日（月）

※郵送の場合当日の消印有効

(4) 提出場所

〒854-8601

諫早市上下水道局 経営管理課

長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号

電話： 0957-22-1500（代表）

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時までとする。また、郵送する場合は、事前に諫早市上下水道局経営管理課に電話連絡を行うこと。

(6) 結果通知

参加資格の審査結果については、令和5年5月1日（月）までに参加表明を行った全ての事業者に対して通知する。

6 資料配布

提出資料等の関連様式は諫早市上下水道局のホームページ上で公開する。

7 質疑

質疑は次の方法によるものとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式第9号）

(2) 提出方法

電子メールに限る。

電子メールアドレス：keiei_kanri@city.isahaya.nagasaki.jp

※件名は次のとおりとすること。

件名：【アセットマネジメント策定等_質問】 事業者名

※電子メールの到達を電話で確認すること。

電話番号：0957-22-1500（内線2112）

(3) 提出期限

令和5年4月10日（月）午後4時までに送信すること。

(4) 回答

令和5年4月17日（月）までに、参加資格を有する事業者全員に電子メールで送信する。

8 技術提案書の提出

プロポーザル参加資格審査結果通知書により、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた事業者は、実施要領及び仕様書に従い、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 技術提案書届出書 (様式第10号)
- イ 技術提案書 (任意様式)
- ウ スケジュール (任意様式)
- エ 見積書 (任意様式)

(2) 提出部数

- ・ 原本 (ア～オ) 各1部
- ・ 副本 (ア) 8部

(3) 提出期限

令和5年5月17日 (水)
※郵送の場合当日の消印有効

(4) 提出場所

〒854-8601
諫早市上下水道局 経営管理課
長崎県諫早市東小路町7番1号
電話： 0957-22-1500 (代表)

(5) 提出方法

原則、持参とする。
※原則、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時までに持参すること。また、期日までに持参することが出来ない時は、事前に諫早市上下水道局経営管理課へ電話で相談すること。

(6) その他

技術提案書等の提出は、1者につき1提案までとする。
原則として、提出書類 (技術提案書等) は返却しない。

9 技術提案書の作成要領

(1) 技術提案書の項目

技術提案書 (以下、「提案書」という。) の作成にあたっては、別紙仕様書の記載項目を踏まえ、次の提案項目について作成すること。

- ア 業務の実施方針等
- イ アセットマネジメント計画に係る提案
- ウ 経営戦略更新に係る提案

エ 水道料金改定計画に係る提案

(2) 提案書の作成要領

提案書の作成にあたっては、下記の要領で作成すること。

- ・表紙を添付し、表題は「諫早市水道事業アセットマネジメント計画等策定業務提案書」とする。また、提案者の社名については原本のみに記載し、副本には社名及び社名等を特定できる表現を記載しないこと。
- ・用紙はA3横長横書き11ポイントの片面印刷（短編とじ）を標準とし、提案項目ア～エの各1枚（表紙を含み5ページ）までとする。
- ・提案項目ア～エについて、留意する点や技術的な提案（提案内容、提案理由等）を記述し、解説すること。
- ・諫早市の実情に応じた、水道事業経営におけるアドバイスや、持続的な事業運営を可能にする取組み、または、専門的な資格を有する者の意見を踏まえた有効的な提案などを示すこと。
- ・提案書の記述にあたっては、専門的知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現とすること。
- ・提案書の記載内容は、全て本業務における実施義務事項として提案者が提示し、契約するものであることに留意すること。

10 審査

技術提案書等については、プレゼンテーション実施後に、諫早市水道事業アセットマネジメント等策定業務に係る公募型プロポーザル提案事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査する。運営にあたっては、事務局が補助するものとする。

(1) プレゼンテーション実施日

令和5年5月22日（月）【予定】

(2) 実施時間及び場所

後日事業者へ通知する。

(3) プレゼンテーション実施要領

- ・プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分を目安とし、合計35分以内とする。これとは別に、準備10分、撤収5分の時間を設ける。この時間はあくまでも目安であり、変更もあり得る。
- ・プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に実施する。
- ・プレゼンテーションによる説明内容は、提案書に記載した内容の範囲内とする。
- ・提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について、質疑応答

を行う。

- ・質疑応答での発言については、提案書と同等の取り扱いとする。
- ・プレゼンテーションに出席できる者は、配置予定技術者も含め5名以内とする。
- ・プレゼンテーションに使用する機材等について、スクリーンは本局が準備するが、プロジェクター、パソコン及びその他必要な機材等は事業者が各自準備すること。

1.1 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査し、(1)、(2)、(4)の技術評価と、(3)の価格評価を加えた総合評価点を算定する。

なお、基準点は合計配点数の6割とする。

【合計配点数 100点】

- (1) 業務実績、企業・技術者等の評価（技術評価）20点
- (2) 業務実施体制、提案書の内容（技術評価）50点
- (3) 参考見積（価格評価）20点
- (4) プレゼンテーション等の内容（技術評価）10点

1.2 優先交渉権者の選定

(1) 最終審査

優先交渉権者の選定は、選定委員会を開催し総合評価点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積額の低い方、さらに同額の場合は技術評価の点数が高いものを優先交渉権者として選定する。

(2) 次点交渉権者の選定

優先交渉権者の参加資格が取消された場合は、次に合計点が高い事業者を繰り上げるものとする。

1.3 選定結果の通知等

本プロポーザルの選定結果は、全ての技術提案参加者に書面により通知するとともに、本市公式ホームページ上で公表する。

1 4 契約締結

- (1) 優先交渉権者と本局とで、業務内容、契約金額、契約条件等について協議及び調整が整ったときに、予算の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 上記により、優先交渉権者と協議及び調整が整わなかったときは、次点交渉権者と契約に向けた協議及び調整を行い、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

1 5 参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、参加資格を取消し、提出された提案書等は無効とする。

- (1) 参加表明以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合
- (3) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員又は関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合
- (4) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反するものと選定委員会が認めた場合

1 6 留意事項・その他

- (1) 提出書類については、選定後においても返却しないものとする。
- (2) 提出書類の提出期限後の変更、再提出は認めないものとする。
- (3) 提出書類作成等、参加に際して要した費用は、全て事業者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 参加表明以降に辞退する場合は、書面により辞退届（様式第11号）を提出すること。この場合において、辞退届には、事業者名及び代表者職氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (6) 辞退により、今後、不利益な取扱いを受けることはない。
- (7) 参加表明を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。なお、評価点が基準点に満たない場合には優先交渉権者の選定は行わない。
- (8) 参加者が、審査及び選定結果についての説明を求める場合は、審査結果を発送した日の翌日から起算して5日以内に書面を提出すること。ただし、異議申し立ては認めない。
- (9) 優先交渉権者は、提案書の内容を適切に反映した特記仕様書を作成し、本

局と協議した後、必要に応じ内容の追加、変更又は削除等を行い、業務内容を決定する。

17 本実施要領の効力

本実施要領は、公告の日から適用し、本業務の契約締結をもってその効力を失うものとする。